

資料 11

東久留米市  
子ども・子育て会議資料  
平成25年8月28日

# 東久留米市の現状について

# 目次

## 1 東久留米市における子ども・子育て支援施策の現状

1-1 認定こども園	1-9 乳児家庭全戸訪問事業
1-2 幼稚園	1-10 養育支援訪問事業
1-3 認可保育所	1-11 子育て短期支援事業
1-4 家庭的保育事業	1-12 ファミリー・サポート・センター事業
1-5 定期利用保育施設	1-13 一時預かり事業
1-6 認証保育所	1-14 延長保育事業
1-7 地域子育て支援拠点事業	1-15 病児・病後児保育事業
1-8 妊婦健診	1-16 放課後児童クラブ(学童保育所)

※子ども・子育て支援新制度の対象となる既存の施設・事業を掲載。

(1-5定期利用保育施設・1-6 認証保育所は現時点で、子ども・子育て支援新制度の対象ではないが、東久留米市の子ども・子育てに関する既存施設であるため、掲載)

## 2 東久留米市における保育所待機児童対策

2-1 東久留米市の保育所待機児童解消策について

2-2 国の「待機児童解消加速化プラン」について

2-3 東久留米市の「待機児童解消加速化プラン」について

# 1 東久留米市における子ども・子育て支援施策の現状

# 1-1 認定こども園

<p>根拠法</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法) ※認定権者は都道府県</p>								
<p>内容</p>	<p><b>【概要】</b> 幼稚園、保育所のうち、次の機能を備えるものとして都道府県が認定した施設。 ①幼児教育・保育の両方の機能(親の就労にかかわらず、教育・保育を一体的に実施) ②地域における子育て支援(相談活動や集いの場の提供等)を行う機能</p> <p><b>【対象児童】</b> 1歳～小学校就学前まで</p> <p><b>【類型】</b></p> <table border="1" data-bbox="324 622 1831 932"> <tr> <td>幼保連携型</td> <td>認可幼稚園＋認可保育所(幼稚園と保育所が連携して一体的に運営)</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型</td> <td>認可幼稚園＋保育所的機能(幼稚園が保育所的な機能を備える)</td> </tr> <tr> <td>保育所型</td> <td>認可保育所＋幼稚園的機能(保育所が幼稚園的な機能を備える)</td> </tr> <tr> <td>地域裁量型</td> <td>保育所的機能＋幼稚園的機能(認可外施設が両方の機能を備える)</td> </tr> </table> <p><b>【利用時間】</b> 1日4時間程度の利用や、8時間程度の利用など、柔軟に選択</p> <p><b>【利用料金】</b> 各施設が設定</p>	幼保連携型	認可幼稚園＋認可保育所(幼稚園と保育所が連携して一体的に運営)	幼稚園型	認可幼稚園＋保育所的機能(幼稚園が保育所的な機能を備える)	保育所型	認可保育所＋幼稚園的機能(保育所が幼稚園的な機能を備える)	地域裁量型	保育所的機能＋幼稚園的機能(認可外施設が両方の機能を備える)
幼保連携型	認可幼稚園＋認可保育所(幼稚園と保育所が連携して一体的に運営)								
幼稚園型	認可幼稚園＋保育所的機能(幼稚園が保育所的な機能を備える)								
保育所型	認可保育所＋幼稚園的機能(保育所が幼稚園的な機能を備える)								
地域裁量型	保育所的機能＋幼稚園的機能(認可外施設が両方の機能を備える)								
<p>施設数</p>	<p>2か所(平成25年7月1日時点)</p>								
<p>総定員数</p>	<p>192人(平成25年7月1日時点)</p>								
<p>利用者数</p>	<p>165人(平成25年7月1日時点)</p>								

# 1-2 幼稚園

<p>根拠法</p>	<p>学校教育法 ※認可権者は都道府県</p>										
<p>設備運営基準</p>	<p>幼稚園設置基準</p>										
<p>内容</p>	<p><b>【概要】</b> 「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う。</p> <p><b>【対象児童】</b> 満3歳から小学校就学前まで</p> <p><b>【利用時間】</b> ・標準的な教育時間…… 4時間 ・教育時間終了後等に、預かり保育や教育活動を実施</p> <p><b>【利用料金】</b> 施設ごとに異なる保育料・入園料等を設定</p>										
<p>施設数</p>	<p>8園 ※すべて私立幼稚園（平成25年5月1日時点）</p>										
<p>総定員数</p>	<p>2225人（平成25年5月1日現在）</p>										
<p>利用者数</p>	<p>1671 人（平成25年5月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="369 1253 1657 1315"> <tr> <td data-bbox="369 1253 587 1315">3歳</td> <td data-bbox="591 1253 799 1315">565人</td> <td data-bbox="803 1253 1012 1315">4歳</td> <td data-bbox="1016 1253 1224 1315">547人</td> <td data-bbox="1228 1253 1437 1315">5歳</td> <td data-bbox="1441 1253 1657 1315">559人</td> </tr> </table>					3歳	565人	4歳	547人	5歳	559人
3歳	565人	4歳	547人	5歳	559人						

# 1-3 認可保育所

<p>根拠法</p>	<p>児童福祉法 ・ 東久留米市立保育園条例 ・ 東久留米市立保育園条例施行規則</p>																	
<p>内容</p>	<p><b>【概要】</b>          児童福祉法に基づき、日々保護者の委託を受けて、「保育に欠ける」乳児または幼児を保育する。</p> <p><b>【対象児童】</b>          ・保育所入所要件を満たす下記の児童。          ①生後57日から小学校就学前までの「保育に欠ける」児童(公設民営保育所・私立保育所)          ②満6か月から小学校就学前までの「保育に欠ける」児童(公立保育所)</p> <p><b>【利用日時】</b> 月～土曜日 (利用時間に関しては、各保育所により異なる)</p> <p><b>【利用料金(月額)】</b>          3歳以上児 0～25,300円 / 3歳未満児 0～52,600円          (所得・世帯状況等に応じて設定)</p>																	
<p>施設数</p>	<p>16か所 ( 公立7か所 / 公設民営3か所 / 私立6か所 )(平成25年7月1日時点)</p>																	
<p>総定員数</p>	<p>1657人 (平成25年7月1日時点)</p>																	
<p>利用者数</p>	<p>1712人(54人) (平成25年7月1日時点) ※( )は合計人数のうちの受託児数</p> <table border="1" data-bbox="355 1172 1787 1310"> <tr> <td data-bbox="355 1172 523 1235">0歳</td> <td data-bbox="523 1172 832 1235">149人(1人)</td> <td data-bbox="832 1172 1008 1235">1歳</td> <td data-bbox="1008 1172 1309 1235">260人(12人)</td> <td data-bbox="1309 1172 1468 1235">2歳</td> <td data-bbox="1468 1172 1787 1235">294人(6人)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1235 523 1310">3歳</td> <td data-bbox="523 1235 832 1310">334人(10人)</td> <td data-bbox="832 1235 1008 1310">4歳</td> <td data-bbox="1008 1235 1309 1310">341人(13人)</td> <td data-bbox="1309 1235 1468 1310">5歳</td> <td data-bbox="1468 1235 1787 1310">334人(12人)</td> </tr> </table>						0歳	149人(1人)	1歳	260人(12人)	2歳	294人(6人)	3歳	334人(10人)	4歳	341人(13人)	5歳	334人(12人)
0歳	149人(1人)	1歳	260人(12人)	2歳	294人(6人)													
3歳	334人(10人)	4歳	341人(13人)	5歳	334人(12人)													

# 1-4 家庭的保育事業

<p>根拠法</p>	<p>児童福祉法・東久留米市家庭福祉員制度実施要綱</p>											
<p>内容</p>	<p><b>【概要】</b>            保育士資格を持ち、一定の条件を満たすと東久留米市から認定された、経験豊かな保育者（家庭福祉員）が、自宅等において家庭的な雰囲気のもとで、少数の子どもを預かる制度。</p> <p><b>【対象児童】</b> 生後57日から3歳未満までの児童</p> <p><b>【入所要件】</b>            保育所入所要件の「保育の実施基準」に準じる</p> <p><b>【保育日時】</b>            ・月～金曜日 8:30～17:00(7:00～19:00の特例を設けている家庭福祉員あり)            ・土曜日(各家庭福祉員に要相談)            ・延長保育 30分300円(各家庭福祉員と要相談)</p> <p><b>【保育料(月額)】</b> 37,000円(一律)</p>											
<p>家庭福祉員数</p>	<p>8人(ただし、1人休園中)(平成25年7月1日時点)</p>											
<p>総定員数</p>	<p>32人(平成25年7月1日時点)</p>											
<p>利用者数</p>	<p>28人(平成25年7月1日時点)</p> <table border="1" data-bbox="430 1208 1721 1308"> <tr> <td data-bbox="430 1208 647 1308">0歳</td> <td data-bbox="647 1208 863 1308">6人</td> <td data-bbox="863 1208 1079 1308">1歳</td> <td data-bbox="1079 1208 1296 1308">11人</td> <td data-bbox="1296 1208 1512 1308">2歳</td> <td data-bbox="1512 1208 1721 1308">11人</td> </tr> </table>						0歳	6人	1歳	11人	2歳	11人
0歳	6人	1歳	11人	2歳	11人							

# 1-5 定期利用保育施設

<p>根拠法</p>	<p>児童福祉法・東久留米市定期利用保育事業実施要綱</p>											
<p>内容</p>	<p><b>【概要】</b> 0歳児から2歳児を中心とした定員30人未満の小規模保育施設。東京都と東久留米市の設置基準を満たしており、保育所等において、児童を一定程度継続的に保育する事業。</p> <p><b>【対象児童】</b> 生後57日から3歳未満までの児童</p> <p><b>【入所要件】</b> 保育所入所要件の「保育の実施基準」に準じる</p> <p><b>【保育日時】</b>          ・月～金曜日 8:30～17:00 延長保育時間 7:00～8:30、17:00～20:00          ・土曜日 8:30～16:30 延長保育時間 7:00～8:30</p> <p><b>【保育料および入園料】</b>          ・入園料 10,000円（入園時のみ）          ・保育料 月曜～金曜 32,000円 月曜～土曜 35,000円          ・延長保育料 1時間 300円</p>											
<p>施設数</p>	<p>1か所（平成25年7月1日時点）</p>											
<p>総定員数</p>	<p>12人（平成25年7月1日時点）</p>											
<p>利用者数</p>	<p>13人（平成25年7月1日時点）</p> <table border="1" data-bbox="432 1182 1721 1282"> <tr> <td data-bbox="432 1182 649 1282">0歳</td> <td data-bbox="649 1182 861 1282">3人</td> <td data-bbox="861 1182 1074 1282">1歳</td> <td data-bbox="1074 1182 1286 1282">7人</td> <td data-bbox="1286 1182 1499 1282">2歳</td> <td data-bbox="1499 1182 1721 1282">3人</td> </tr> </table>						0歳	3人	1歳	7人	2歳	3人
0歳	3人	1歳	7人	2歳	3人							



# 1-6 認証保育所

<p>根拠法</p>	<p>児童福祉法・東京都認証保育所事業実施要綱</p>																	
<p>内容</p>	<p><b>【概要】</b> 面積や職員数などについて、東京都独自の基準を満たし、東京都が認証した施設。また、大都市特有のニーズに応えるため、0歳児保育と13時間以上の開所を実施。</p> <p><b>【対象児童】</b> 生後57日から小学校就学前まで(各認証保育所により異なる)</p> <p><b>【入所要件】</b> 保育所入所要件の「保育の実施基準」に準じる</p> <p><b>【開所日時】</b> ・月～土曜日 7:00～20:00 (各認証保育所により異なる)</p> <p><b>【保育料および入園料等】</b> ・各認証保育所により異なる</p>																	
<p>施設数</p>	<p>4か所(平成25年7月1日時点)</p>																	
<p>総定員数</p>	<p>110 人 (平成25年7月1日時点)</p>																	
<p>利用者数</p>	<p>89 人(17人) (平成25年7月1日時点) ※( )は合計人数のうちの受託児数</p> <table border="1" data-bbox="417 1118 1711 1289"> <tr> <td>0歳</td> <td>14人(1人)</td> <td>1歳</td> <td>29人(8人)</td> <td>2歳</td> <td>29人(7人)</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>11人(0人)</td> <td>4歳</td> <td>5人(1人)</td> <td>5歳</td> <td>1人(0人)</td> </tr> </table>						0歳	14人(1人)	1歳	29人(8人)	2歳	29人(7人)	3歳	11人(0人)	4歳	5人(1人)	5歳	1人(0人)
0歳	14人(1人)	1歳	29人(8人)	2歳	29人(7人)													
3歳	11人(0人)	4歳	5人(1人)	5歳	1人(0人)													

# 1-7 地域子育て支援拠点事業

根拠法	児童福祉法		
運用基準	東久留米市子ども家庭支援センター条例・東久留米市子ども家庭支援センターの管理及び運営に関する規則・東久留米市地域子育て家庭支援センター事業要綱		
内容	<p><b>【概要】</b>          小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行う。</p> <p><b>【対象者】</b>          小学校就学前の児童とその保護者 （地域子ども家庭支援センター上の原）          小学校就学前の児童とその保護者 （地域子育て支援センターはこぶね館）</p> <p><b>【利用日時】</b>          月曜日から金曜日10時から16時30分 （地域子ども家庭支援センター上の原）          月曜日から金曜日 9時から17時 （地域子育て支援センターはこぶね館）</p> <p><b>【利用料金】</b>          地域子ども家庭支援センター上の原 （無料）          地域子育て支援センターはこぶね館 （無料）</p>		
実施施設数	2か所（平成25年7月1日時点）		
24年度実績	延利用者数	地域子ども家庭支援センター上の原 地域子育て支援センターはこぶね館	1,622人 4,127人

# 1-8 妊婦健診

根拠法	母子保健法
運用基準	東久留米市妊婦健康診査実施要綱
内容	<p><b>【概要】</b>  妊娠届出された妊婦に対して、母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票14回分と妊婦超音波検査受診票1回分を交付している。</p> <p>妊婦が、都内契約医療機関において妊婦健康診査を受けた際、上記の受診票を用いることで健診費用の負担軽減を図り、妊婦健康診査を受けやすくすることを目的とし、健診費用の一部を公費負担する。</p> <p><b>【対象者】</b>  市内在住の妊婦</p> <p><b>【利用回数】</b>  14回</p> <p><b>【助成基準額】</b>  H25. 4. 1以降の健診の場合、上限80,690円  8,440円(初回分)+(5,150円 * 13回分)+5,300円(超音波分)  H25. 4. 1以前の健診の場合、上限80,840円  8,460円(初回分)+(5,160円 * 13回分)+5,300円(超音波分)</p>
実施施設	契約医療機関(東京都医師会に加入する医療機関及び非加入の産婦人科医療機関)
24年度実績	延利用者数 8,580 人

# 1-9 乳児家庭全戸訪問事業

<p>根拠法</p>	<p>児童福祉法</p>
<p>運用基準</p>	<p>東久留米市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱 東久留米市新生児訪問指導事業要綱</p>
<p>内容</p>	<p><b>【概要】</b> 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な世帯に対しては適切なサービス提供につなげる。 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とし、継続的な支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業等に結びつける。 ※新生児訪問指導事業等との関係 児童福祉法第21条の10の2に規定されているとおり、母子保健法に基づく新生児訪問指導事業等を実施している場合、本事業の内容を満たす場合は、本事業として取り扱って差し支えないとされており、当市でも新生児訪問指導事業、未熟児訪問指導と併せて実施している。</p> <p><b>【対象者】</b> 市内在住の生後4か月までの乳児のいる家庭</p> <p><b>【訪問者】</b> 保健師、助産師</p> <p><b>【利用料金】</b> 無料</p>
<p>24年度実績</p>	<p>訪問件数(実数) 841件(このうち、こんにちは赤ちゃん訪問として実施した件数:217件)</p>

# 1-10 養育支援訪問事業

根拠法	児童福祉法
運用基準	東久留米市子ども家庭支援センター条例・東久留米市子ども家庭支援センターの管理及び運営に関する規則
内容	<p><b>【概要】</b> 家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る。</p> <p><b>【対象者】</b> 零歳から18歳未満の児童とその保護者</p> <p><b>【訪問者】</b> 子ども家庭支援センター職員</p> <p><b>【利用料金】</b> 無料</p>
24年度実績	延訪問件数      186 件

# 1-11(1) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

根拠法	児童福祉法
運用基準	東久留米市こどもショートステイ事業実施要綱
内容	<p><b>【概要】</b>  保護者の方が出産や病気などで、お子さんの養育が一時的に困難になったとき、東久留米市が委託する児童養護施設にお子さんを預かる(宿泊を伴う)。</p> <p><b>【対象児童】</b>  1歳6か月から小学校6年生まで</p> <p><b>【利用期間】</b>  宿泊の場合は、1回につき最長6泊7日</p> <p><b>【利用料金(1日)】</b>  食費:1食400円(実費)  日帰り午前10時～午後8時:2歳未満1回3,000円・2歳以上1回2,500円  宿泊 午前10時～翌日午前10時:2歳未満1泊4,000円・2歳以上1泊3,500円  延長 宿泊後の午前10時～午後8時:2歳未満、2歳以上1回2,000円  *生活保護世帯・市民税非課税世帯の方は、食費以外の利用料が免除(要証明書)</p>
実施施設数	1 か所(平成25年7月1日時点)
24年度実績	延利用日数 114日

## 1-11(2) 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

根拠法	児童福祉法
内容	<p><b>【概要】</b>            残業や休日の仕事などで、夜間または休日に児童の養育が困難な方に対して、夕方から夜間、または休日に児童を預かる事業。</p> <p><b>【実施状況】</b>            ショートステイは午後8時まで利用できる状況であり、現在、ショートステイが夜間のトワイライトステイも兼務している。</p>
実施施設数	0 か所(平成25年7月1日時点)
24年度実績	延利用日数 0 日

# 1-12 ファミリー・サポート・センター事業

<p><b>根拠法</b></p>	<p>児童福祉法</p>		
<p><b>運用基準</b></p>	<p>東久留米市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱</p>		
<p><b>内容</b></p>	<p><b>【概要】</b>          育児のお手伝いをしたい会員と、育児のお手伝いを受けたい会員による、組織的な有償サービスの相互援助活動です。</p> <p><b>【対象児童】</b>          概ね10歳以下の児童</p> <p><b>【利用期間】</b>          原則として、対象児童の宿泊を伴う援助は実施しない。ただし、災害発生その他特別の事情があるときは、この限りではない。</p> <p><b>【利用料金】</b>          ファミリー会員は相互援助活動の終了後にサポート会員に対して、別表に定められた基準に従って報酬及び経費を支払うものとする。</p>		
<p><b>実施施設数</b></p>	<p>1か所（平成25年7月1日時点）          ※東久留米市社会福祉協議会に委託</p>		
<p><b>24年度実績</b></p>	<p>活動件数 2,647件          会員数 665人(内訳 サポート会員199人 ファミリー会員453人 両方会員13人)</p>		

**【別表】**

<p>月曜から土曜</p>	<p>午前9時～午後5時まで</p>	<p>1時間当たり 700円</p>
	<p>上記以外の時間帯</p>	<p>1時間当たり 900円</p>
<p>日曜日、国民の祝日及び年末年始</p>		<p>1時間当たり 900円</p>
<p>サポート会員が児童の送迎等で公共機関及びタクシーを利用した場合</p>		<p>実際にかかった費用</p>
<p>サポート会員がそのサポート会員宅で児童を預かり、食事または菓子・軽食を提供した場合</p>	<p>食事の場合</p>	<p>300円</p>
	<p>菓子・軽食の場合</p>	<p>100円</p>



# 1-13 一時預かり事業

根拠法	児童福祉法・東久留米市立保育園一時保育事業実施要綱・東久留米市一時保育事業実施要綱
内容	<p><b>【概要】</b>          保護者の断続的な勤務や通学等で一時的に保育を必要とする場合や、保護者の傷病・入院等で緊急に保育を必要とする場合に、児童をお預かりして家庭における子育てを支援する。</p> <p><b>【対象児童】</b>          東久留米市内に居住する、集団保育可能な1歳～就学前までの児童</p> <p><b>【利用限度】</b>          同一施設での利用は週3日を限度</p> <p><b>【利用日時】</b>          月～金曜日（利用時間に関しては、各認可保育所により異なる）</p> <p><b>【利用料金】</b>          1日 2,000円      半日 1,000円          ※生活保護世帯等は軽減措置あり。</p>
実施施設数	6か所（平成25年7月1日時点）
24年度実績	延利用者数    13,126 人

# 1-14 延長保育事業

<p>根拠法</p>	<p>児童福祉法・東久留米市立保育園延長保育事業実施要綱・東京都保育対策等促進事業実施要綱</p>
<p>内容</p>	<p><b>【概要】</b>          保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、開所時間以降も保育を必要とする児童に対し、保育を実施する。</p> <p><b>【対象児童】</b>          認可保育所に入所している児童で、開所時間以降も保育を必要とする児童</p> <p><b>【利用日時】</b>          月～土曜日（利用時間に関しては、各認可保育所により異なる）</p> <p><b>【利用料金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30分 1回 0～250円 上限2,000円～2,500円</li> <li>・1時間 1回 500円 上限2,500円(上限なしの園あり)</li> <li>・2時間 1回 1,000円 上限5,000円</li> </ul> <p>※生活保護世帯等は軽減措置あり。</p>
<p>実施施設数</p>	<p>12か所（平成25年7月1日時点）</p>
<p>24年度実績</p>	<p>延利用者数 33,197人</p>

# 1-15 病児・病後児保育事業

<p>根拠法</p>	<p>児童福祉法・東京都病児・病後児保育事業実施要綱</p>
<p>内容</p>	<p><b>【概要】</b>          児童が病気の回復前ないし回復期であるが、集団保育が困難な時期において、一時的に保育する。</p> <p><b>【対象児童】</b>          1歳以上小学校3年までの病中、病後の児童、定員4名</p> <p><b>【利用時間】</b>          月曜日～金曜日 9:00～17:00 17:00以降の延長可</p> <p><b>【利用料金】</b>年間登録料2000円 東久留米市内在住 4時間まで2000円 4時間以上4000円          市外在住4時間まで3000円 4時間以上6000円 延長 30分毎600円</p>
<p>実施施設数</p>	<p>1 か所(平成25年7月1日時点)</p>
<p>24年度実績</p>	<p>延利用者数 145 人</p>

# 1-16 放課後児童クラブ(学童保育所)

根拠法	児童福祉法					
設備運営基準	東久留米市立学童保育所設置条例					
内容	<p><b>【概要】</b>          両親など保護者の方が勤めていたり、病気などの理由で、小学校低学年のお子さんの放課後の世話ができない場合に、保護者に代わって専門の職員が児童を保育指導する。</p> <p><b>【対象児童】</b> 入所要件を満たす東久留米市内に居住する小学校1～3年生の児童</p> <p><b>【保育日時】</b>          ・基本時間 月～金曜日 下校時～17:00 土曜日 8:15～16:15          ・学校休業日及び春・夏・冬休み期間 8:15～16:00</p> <p><b>【延長保育日時】</b>          ・月～金曜日 17:00～18:00          ・学校休業日及び春・夏・冬休み期間 16:00～18:00</p> <p><b>【学童保育所費】</b>          1ヶ月:5,000円          ※生活保護世帯、住民税非課税世帯は免除を受けることができる。</p>					
施設数	20か所 (平成25年7月1日時点)					
総定員数	1,040人 (平成25年7月1日時点)					
利用者数	784人 (平成25年7月1日時点)					
	1年生	322人	2年生	237人	3年生	225人

## 2 東久留米市における保育所待機児童対策

## 2-1 東久留米市の保育所待機児解消策について

### ◆待機児童数(平成22年4月～平成25年4月)※新定義

平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月
113名	107名	104名	120名

### ◆認可保育所及び認可外保育所の入所児童数

(平成22年4月～平成25年4月)

#### ○認可保育所入所児童数

※市外委託は含まず。合計数のうち、市内認可保育所に通所する受託児童は( )で表記

平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月
1,538名 (29名)	1,616名 (24名)	1,654名 (27名)	1,677名 (45名)

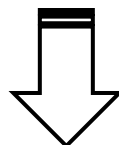
#### ○認可外保育所入所児童数

※市外委託は含まず。合計数のうち、市内認可外保育所に通所する受託児童は( )で表記

平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月
71名(1名)	97名(12名)	93名(11名)	109名(12名)

## 2-1 東久留米市の保育待機児童解消策 (22年4月2日～23年4月1日)

保 育 園	時 期	定員数	種別
上の原さくら保育園開園	22年4月から段階的移行	30名	認可保育所
Nicot東久留米開園	22年6月1日	60名	認可保育所
くるみ保育園定員変更	22年7月1日・23年4月1日	△12名	認可保育所
なかよし保育園開園	22年10月1日	22名	認証保育所
金澤家庭福祉員定員変更	22年10月1日	1名	家庭的保育



◇23年4月当初に向けて、101名の待機児童解消策の実施

⇒待機児童数は前年比6名の減

⇒約262,623千円の一時経費の負担

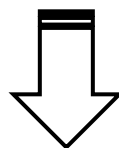
⇒約76,570千円の経常経費の負担

※上の原さくらは公設公営から公設民営となった差額分を計上

※家庭福祉員に係る運営経費はさほど影響を与えないため、考慮せず

## 2-1 東久留米市の保育待機児童解消策について (23年4月2日～24年4月1日)

保 育 園	時 期	定員数	種別
橋本家庭福祉員閉園	23年12月31日	△4名	家庭的保育
滝山しおん保育園増設	24年4月1日	54名	認可保育所
下里しおん保育園定員変更	24年4月1日	30名	認可保育所
かたばみ保育園開園	24年4月1日	33名	認定こども園



◇24年4月当初に向けて、113名の待機児童解消策の実施

⇒待機児童数は前年比3名の減

⇒約21,583千円の一時的経費の負担

⇒約27,644千円の経常経費の負担

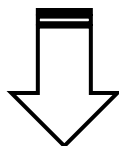
※滝山しおんは増設前と増設後の差額分を計上

※家庭福祉員に係る運営経費はさほど影響を与えないため、考慮せず



## 2-1 東久留米市の保育待機児童解消策について (24年4月2日～25年4月1日)

保 育 園	時 期	定員数	種別
和田家庭福祉員開園	24年5月1日	5名	家庭的保育
臼井家庭福祉員開園	25年2月1日	4名	家庭的保育
横田家庭福祉員開園	25年4月1日	3名	家庭的保育
相澤家庭福祉員閉園	25年4月1日	△5名	家庭的保育
金澤家庭福祉員休園	25年4月1日	△3名	家庭的保育



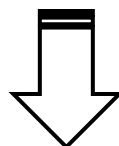
◇25年4月当初に向けて、4名の待機児童解消策の実施

⇒待機児童数は前年比16名の増

※家庭福祉員に係る運営経費はさほど影響を与えないため、考慮せず

## 2-1 東久留米市の保育待機児童解消策について (25年4月2日～26年4月1日)

保 育 園	時 期	定員数	種別
ぽけっとランド南沢開園	25年5月1日	40名	認証保育所
臼井家庭福祉員定員変更	25年8月1日	1名	家庭的保育
横田家庭福祉員定員変更	25年8月1日	2名	家庭的保育
金澤家庭福祉員再園	25年12月1日（予定）	3名	家庭的保育
新設みなみ保育園開園	26年4月1日	41名	認可保育所



◇26年4月当初に向けて、87名の待機児童解消策の実施

⇒約21,403千円の一時経費の負担

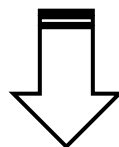
⇒約47,843千円の経常経費の減額(支出は試算ベース)

※新設みなみ保育園は公設公営から民設民営となる差額分を計上

※家庭福祉員に係る運営経費はさほど影響を与えないため、考慮せず

## 2-1 東久留米市の保育待機児童解消策について (26年4月2日～27年4月1日)

保 育 園	時 期	定員数	種別
駅前西口保育所開園	27年4月1日（予定）	60名	認可保育所



◇27年4月当初に向けて、60名の待機児童解消策の実施  
⇒約40,871千円の経常経費の負担(支出は試算ベース)

## 2-1 東久留米市の保育待機児童解消策について (次世代育成支援行動計画(後期)の期間-①)

次世代育成支援行動計画(後期)の期間における施策の実績

◇365名の定員増

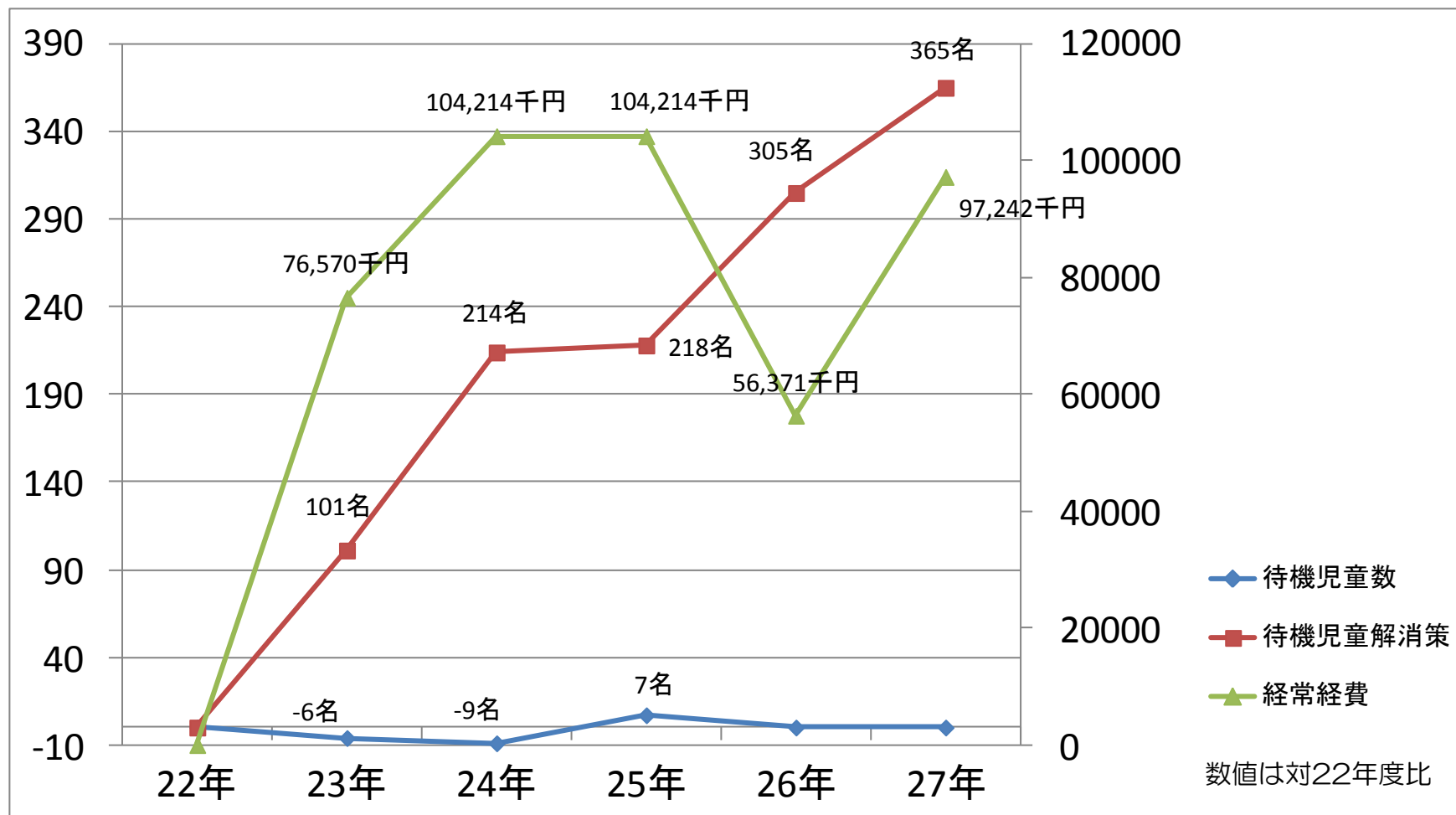
◇7名の待機児童数の増加(25年度当初時点)

◇約305,609千円の一時的経費の支出

◇約97,242千円の経常経費の支出(毎年)

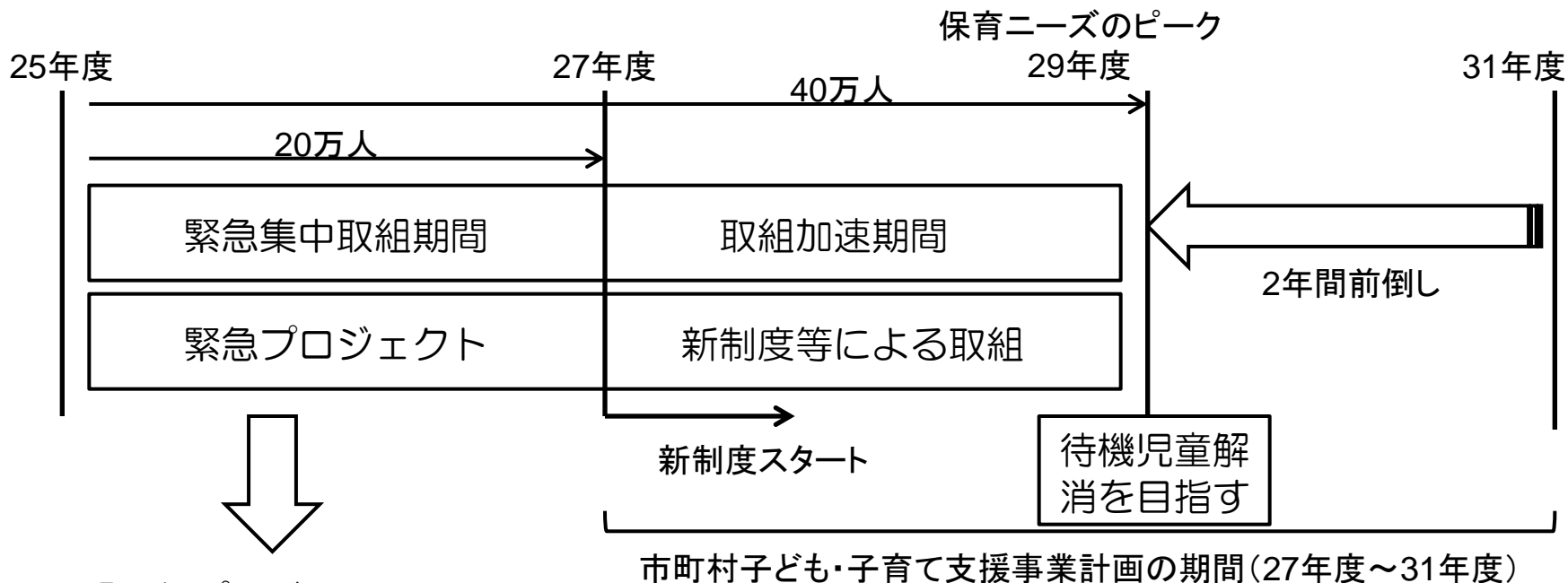
※民営化及び施設増設の場合は差額分を計上

## 2-1 東久留米市の保育待機児童解消策について (次世代育成支援行動計画(後期)の期間-②)



## 2-2 国の「待機児童解消加速化プラン」について

平成25年4月、安倍総理が「待機児童解消加速化プラン」を発表。



「緊急プロジェクト」

支援パッケージ～5本の柱～ による国の財政支援（自治体の手上げ方式）

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ② 保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

## 2-3 東久留米市の「待機児童解消加速化プラン」について (25年度計画)

### 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(ハコ)

#### ◇保育所緊急整備事業

- ・新設みなみ保育園の開設 (定員90名→131名)

### 保育の量拡大を支える保育士確保(ヒト)

#### ◇保育士等処遇改善臨時特例事業

- ・民設民営園

### 認可を目指す認可外保育施設への支援

#### ◇認可外保育施設運営支援事業

- ・ぽけっとランド南沢 (定員0名→40名)

※財源が確保されている事業のメニューが国から示され、市として上記の事業に手を上げたものである。